【オンライン資格確認】

レセプト振替・分割に係る概要

【医療機関・薬局の皆さまへ】

令和６年12月１日

厚生労働省

レセプト振替・分割

令和３年９月診療（調剤）以降、電子レセプトに記録された保険者番号、記号、番号、枝番及び生年月日を確認し、その結果、資格が変更となっている場合は、レセプトを新資格に振替又は分割します。電子レセプトの「振替・分割」の開始により、これまで返戻となっていた資格喪失後の受診レセプトは、新資格が判明した場合に、返戻されることなく新資格の保険者へ送付することが可能となります。

診療月

医療機関等窓口における資格確認

受診時に確認した資格でレセプト作成

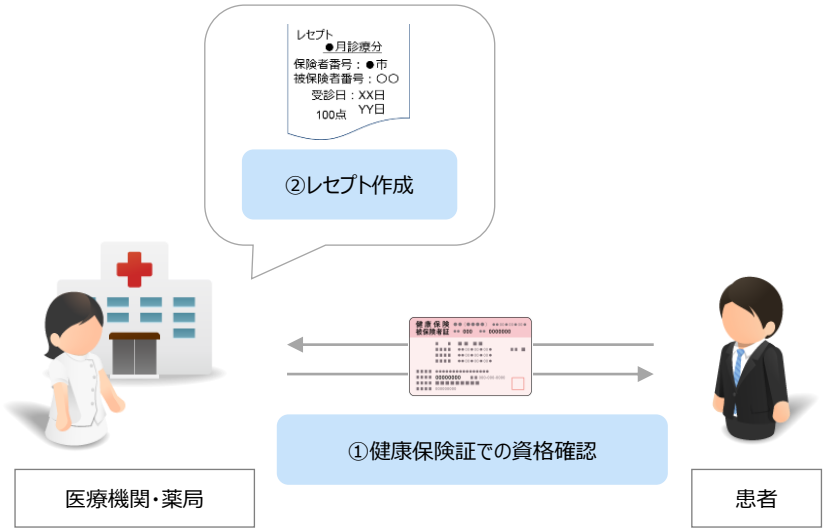

診療月＋１月

審査支払機関における資格確認後のレセプト振替・分割

受診日時点で資格を喪失していない場合

当該保険者へ請求され、**診療翌々月に医療機関・薬局へ診療報酬等支払**

受診日時点で資格を喪失しているが、新しい資格がある場合

レセプト振替・分割の対象となります

窓口で正しい資格情報を得られなかった場合も、
新しい資格情報に基づき、**審査支払機関にて新保険者に請求先を決定するため返戻とならない**

レセプト振替・分割が対象外となる事例（1/2）

レセプト振替・分割において、変更先の資格情報が判明している場合であっても、振替・分割ができなず、保険者へ請求後に返戻となる可能性があります。対象外となる事例（「振替」又は「分割」欄が「×」となっている）は、以下の通りです。

項番	事例		振替	分割	備考
1	公費対象	負担金なし	×	×	当該公費が引き続き適用されるか不明
2		負担金あり	×	×	負担金の徴収がレセプト単位となる場合がある
3	高額療養費 支給対象 （公費対象を除く）	所得区分の変更なし　かつ 多数回該当以外	○	×	（分割の場合） 高額療養費支給対象額が変更となる
4		所得区分の変更あり	×	×	高額療養費支給対象額が変更となる
5		多数回該当	×	×	
6	ＤＰＣレセプト		○	○	（分割の場合） ・ＤＰＣ入院料に医療機関係数をかけた端数の調整により、 総点数から±1～２点の差が生じる場合がある
	分割の結果、総括対象医科入院レセプト部分のみとなる場合		ー	×	
7	負担割合が異なるレセプト種別		×	×	患者の自己負担額が異なる
8	患者負担額及び 医療機関・薬局への支払額に 変動あり	共済で職務上の事由あり	×	×	患者から保険者への届出等が必要 保険者が変更となることにより、当該条件が引き続き適用されるか 確認できない
		負担金額減免等あり			
		境界層該当			
		特記事項あり （次ページ参照）			
		上記の他、振替・分割により患者負担額が変動			
9	レセプトの記録内容等により、分割後レセプトの再作成不能	受診日等レコード記録なし又は記録誤り	ー	×	分割後レセプトの「診療実日数」等が再集計できない
		減点点数等が記録されている			分割後レセプトの「合計点数」等が再集計できない （マイナス点数となる事例等が発生する）
10	資格の未加入期間等がある 又は同月内に2回以上の資格異動（再加入等）がある		ー	×	未加入期間に受診日等が存在する場合、請求先の保険者が特定できない 再加入の場合、分割後レセプトの「請求点数」等が再集計できない

レセプト振替・分割が対象外となる事例（2/2）

特記事項が記録されている事例は、変更後の資格が判明している場合であっても、振替・分割ができず、保険者へ請求後に返戻となる可能性があります。

特記事項		備考
コード	略号	
04	後保	公費単独のため
10	第三	保険者への連絡等が必要となるため
20、21	二割、高半	患者の自己負担額が変動するため
25	出産	専用請求書に記載された「一部負担金等」記載額との突合を行う必要があり、専用請求書とレセプトの保険者等が不一致となることを避けるため

※令和2年4月時点の「診療報酬請求書等の記載要領」に規定されているものにより整理したため、今後、記載要領の変更又は特記事項の追加等が行われた場合は、その都度整理します。